

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件

令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件

令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件

令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 入江須美 外31名

被告 西予市 外2名

準備書面(16)

令和7年9月16日

松山地方裁判所 民事第1部 合議一係 御中

被告西予市訴訟代理人弁護士 大島 博 雅



平成30年7月豪雨災害における用語に関し整理して説明するとともに、被告西予市の主張を補充する。

記

1 避難指示発令対象としての「野村地区」

(1) 平成30年豪雨災害において、避難指示発令対象が、「旧野村地区」「野村地区」などと主張され、土居証人も証言しているが、この意味を正確に記載する。

避難指示発令対象の範囲である「旧野村地区」「野村地区」とは、平成合併前

の旧野村町（東宇和郡野村町）の領域をいう（丁B19、広義の野村地区）。

- (2) 「野村地区」という用語がこの旧野村町の領域に限られず、学校統合（平成27年4月、丁B23）前の旧野村小学校区（いわゆる野村地区中心部）を意味していることがある（狭義の野村地区）。

平成27年4月改正前西予市教育委員会通学区域規則（平成16年教育委員会規則第12号、平成26年4月1日施行）による旧野村小学校区とは、

野村地区 上野・山本・岡・中村・荒瀬・深山・芒ヶ原・木落・太田・中屋敷・新町・本町一・本町二・本町三・法正・愛宕・馬地・片川・次の川・古市・石久保・下氏宮・上氏宮・竹ノ内・三島町・伊勢井谷・双津野・久保谷・峰・権現・緑ヶ丘・十夜野・平治・手都合

溪筋地区 河西の一部

である（丁B22）。

次項における避難誘導範囲としての「野村地区」とは、旧野村小学校区（狭義の野村地区）のことを意味している。

2 避難誘導範囲

(1) 避難誘導範囲

西予市現地対策本部で避難誘導を呼びかける範囲として、野村地区のうち肱川左岸は商店街通りまで（市道本町中村線）と決定され、消防団に対して訓示されていた（丁B9、丁B18）。

ところで、西予市消防団は、実際にはそれよりもさらに広い範囲で避難誘導を実施している。西予市消防団が避難を呼びかけた範囲は、地図（丁B18）、検討報告書（丁B19）に記載のとおりである。

西予市消防団が避難を呼びかけた範囲については、研究論文（丁B2・4頁乃至10頁、丁B5）にも既に現れているが、より原典となる証拠（検討報告書）を提出する（丁B19・53頁～60頁（頁番号は原典の記載））。

(2) 消防団の活動根拠法令について

上記(1)に関し、補足して主張する。

消防団は、消防本部・消防署とは別に定められる機関である（消防組織法9条3号）。

被告西予市は、消防組織法18条、同19条2項に基づき、西予市消防団条例を定め（丁B20）、消防団、消防団員に関する規定がある。被告西予市は、西予市消防団条例施行規則を定めている（丁B21）。

消防組織法20条2項には、消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督するとあり、西予市消防団条例10条には、消防団の指揮統率は団長が当たるとされている。

消防組織法 一抜粋一

(消防団)

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第19条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第20条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第21条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

西予市消防団条例 一抜粋一

第10条 消防団の指揮統率は、法令によるほか、団長が当たる。団長不在のときは、階級の順位により上位者がこれに代わる。

第11条 消防団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

西予市消防団条例施行規則 一抜粋一

(方面隊及び分団等)

第3条 方面隊に方面隊長及び副方面隊長を置き、副団長がこれに当たる。

2 方面隊長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

平成30年7月豪雨災害当時、西予市災害対策本部には消防団長が詰めており、西予市現地対策本部（野村支所）には方面隊長（副団長）が詰めていた。

野村第1分団、同第2分団、同第3分団の消防団員は、平成30年7月7日午前5時までに、野村公会堂に参集した。同時刻から、消防団に対する訓示が行われた。

この訓示において、西予市野村支所長が、同人の指揮下にはない消防団員に対して直接訓示をしているものの、これは現地対策本部の避難誘導方針を伝えるものであり、消防団野村方面隊長が同じく訓示し、戸別訪問する避難誘導範囲を指示していることから、指揮権の問題は生じない（西予市消防団条例11条参照）。

消防団は、自主防災組織であり、消防団の活動として現場判断で避難誘導活動することもむしろ自然であり、これも指揮権の問題は生じない（西予市消防団条例10条）。

平成30年7月豪雨災害において、西予市消防団が戸別訪問を実施して避難を呼びかけた活動範囲は、訓示された範囲よりもやや広い領域で行われ（丁B18）、この活動により浸水被害範囲を概ね包含できていた。

以上